

## 満了日が近づいたら 自治体登録・許可更新 と システム登録更新

自動車リサイクル法における引取業・フロン類回収業・解体業・破碎業の自治体登録・許可は5年毎に更新が必要です。

事業を継続する場合は自治体へ登録・許可更新した後、自動車リサイクルシステムでの登録更新も必要となります。ステップ1～3のとおり、システムの更新を行ってください。

**ステップ1**

### 自治体への登録・許可更新

満了日が近づいたら、まずは所管自治体の窓口へ更新申請してください。

自治体への更新申請をせず満了日を過ぎてしまうと、登録・許可が失効してしまいます！

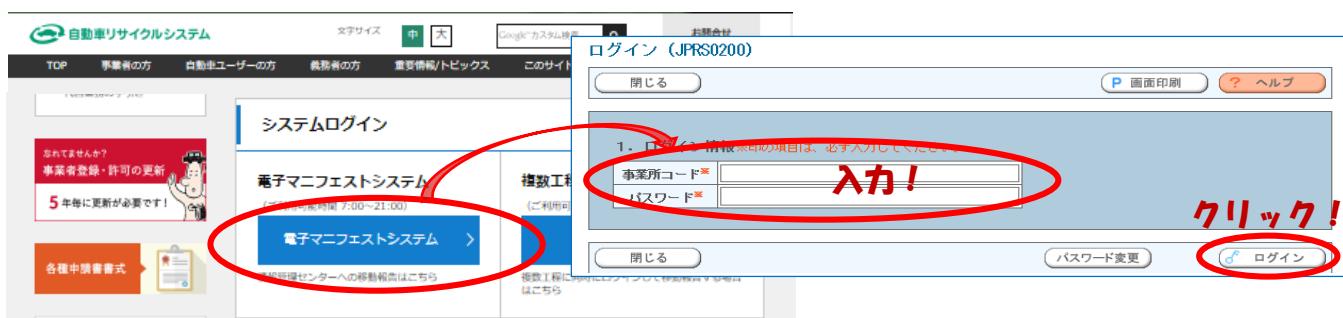
**ステップ2**

### システム上での登録更新

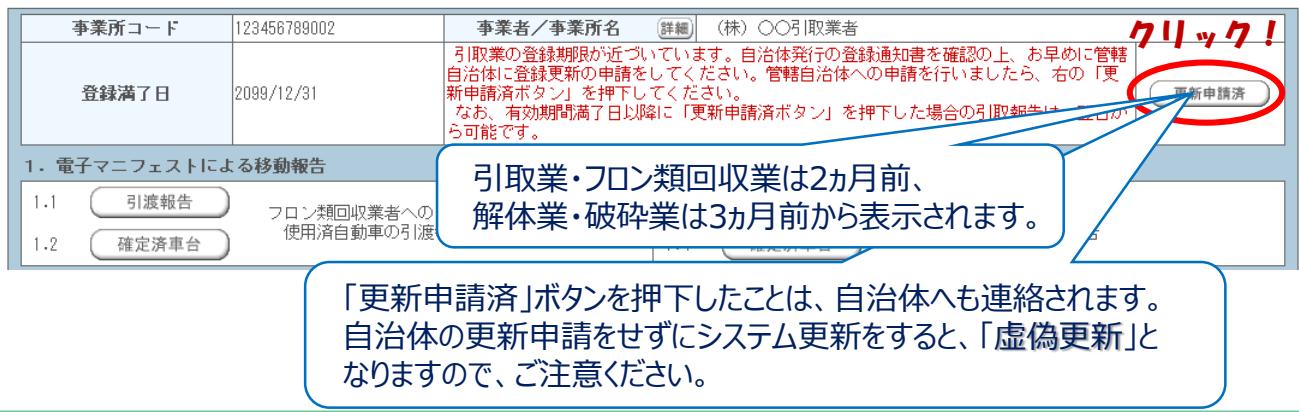
自治体へ更新の申請をしたら、自動車リサイクルシステムの更新をしてください。

自治体での更新手続きが全て完了するまで待つ必要はありません。

- ① 自動車リサイクルシステムHPの「事業者向け」から「〇〇業者」(更新対象)画面に入り、「電子マニフェストシステム」に「事業所コード」と「パスワード」を入力してログイン。



- ② メニュー画面の右上にある「更新申請済」ボタンをクリック。



ステップ3

## 規約・約款の確認

**規約・約款の内容を確認し、システム更新を完了する。**

- ① 「更新申請済」ボタンを押すと、規約・約款を確認する画面が開くので、規約・約款の内容を**最後まで確認し、「同意します」ボタンをクリック。**

The screenshot shows the 'Agreement' screen. At the top, there is a note about the correct submission of update applications. Below it, the 'Electronic Manifest System Usage Agreement' is displayed. A large red circle highlights the 'Accept' button at the bottom right of the agreement text. A blue speech bubble points to the 'Accept' button with the text: 'Click!'. A red arrow points from the 'Accept' button down to the 'Accept' button on the second screen.

**注 意**

所管自治体へフロン類回収業の登録の更新申請を間違いなく行いましたか?  
貴社が『更新申請済』ボタンを押した情報は、所管自治体へ伝えられます。  
このため、所管自治体へ登録の更新申請を行っていないにも関わらず虚偽でこのボタンを押した場合、行政により指導・処分されることがあります。

また、この電子マニフェストシステムを継続して使用するには、以下の規約・約款に同意いただく必要があります。

電子計算機を用いた電子マニフェストシステムの使用に関する規約

第1章 総則

第1条(総則)

1. 公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「ARCC」といいます。）は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」といいます。）第115条に規定される業務の円滑かつ確実な実施を目的として、報告管理事務等を行うために必要なシステム（以下「電子マニフェストシステム」といいます。）を構築し、これを運営します。

上記の内容に同意し、処理を続行しますか？  
(規約・約款を最後までスクロールして内容を確認してください)

不同意

同意

上記の内容に同意し、処理を続行しますか？

不同意

同意

規約・約款を最後まで確認(スクロール)しないと、  
「同意します」ボタンが押せません。

クリック！

- ② 「更新申請済みの連絡を受け付けました」のメッセージに変わり、更新申請完了。

The screenshot shows the completion message. It includes the business license number, name, and date, along with a note about updated contact information. A red box highlights the 'Completed!' message. A blue callout box points to the 'Completed!' message with the text: 'Both the local government and the business operator update the system, and the due date is updated.' A blue arrow points from the 'Completed!' message to the 'Completed!' message on the second screen.

事業所コード 100173600104 事業者／事業所名 [詳細] 牛渡解体 K.T-21

許可満了日 2014/09/10

更新申請済みの連絡を受け付けました。  
翌日以降に登録・許可満了日が正しく更新されているか確認してください。

**完了！**

1. 電子マニフェストによる移動報告

1.1 引取報告 使用済自動車／解体自動車の引取報告

1.2 引渡報告 解体業者への

自治体と事業者の双方がシステム更新を行うと、  
満了日が更新されます。

注意

### 1) 複数工程の更新

自治体へ複数工程(引取・フロン・解体・破碎)  
更新申請した場合、システム登録も工程ごとに  
更新する必要があります。

### 2) 複数事業所の更新

同じ自治体管内に複数の事業所がある場合、一つの事業所で更新申請が完了すれば、管内全ての事業所のシステム更新申請が完了します。  
所管自治体が異なる場合、所管自治体ごとにシステム更新申請が必要です。